# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

多賀町長

### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 予防接種に関する事務						
②事務の概要	<ul> <li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</li> <li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li> <li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li> <li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li> </ul>					
③システムの名称	健康情報システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- 健康情報システム
- ・個人番号管理テーブル
- 宛名テーブル
- 宛名履歴テーブル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表の14の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		基づく主務省令第2条の25、27、28、29、153の項 基づく主務省令第27、29、30、31、155条
C/A TI L V/ IKIXE		基づく主務省令第2条の25、26、28、153、154の項 基づく主務省令第27、28、30、155、156条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	請求先	多賀町総務課	滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地	0749-48-8111
- 1				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
9. 規則第9条第2項の適用	目   適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

[	基礎項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
☑ は3)を選択	した評価実施機関については	それぞれ重占項日評値	西書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記: -

2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ス	<b>ネットワークシステ</b> 』	ムを通じたと	人手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[ 特	手に力を入れている	]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	D委託				1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情	情報提供ネットワーク	システムを通	近にた提供を関	<b>≩&lt;。</b> )	0 ]	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[ ]接続し	ない(入手)	1	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	:	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	r	1 ハベヤフ	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ	れている	
	[	十分である	J		2) 十分である 3) 課題が残され	れている	
7. 特定個人情報の保管・決	-	<b>十万である</b>	1			れている	

8. 人	手を介在させる作業		[ ]人手	を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[ 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	プライバシー等の権利利益に影	響を与え得る特定個人	定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個 情報の漏えいその他の事態を発生させるリン 量を講じていることを確認の上、宣言している	スク
9. 監	渣				
実施の	の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b> ブ	<b>啓発</b>			
従業者	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 1	<b>最も優先度が高いと考</b>	えられる対策	[ ]全項	目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策		<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)目的外の入手が行われ</li></ul>		寸策 ]	
		<ul><li>2) 目的を超えた紐付け、事</li><li>3) 権限のない者によってる</li><li>4) 委託先における不正な信</li><li>5) 不正な提供・移転が行え</li><li>6) 情報提供ネットワークシ</li></ul>	際に必要のない情報と 正に使用されるリスクへ 用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委 、テムを通じて目的外の 、テムを通じて不正な損 減失・毀損リスクへの対	を表している。	)
る対策		2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な付 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい 9) 従業者に対する教育・啓	際に必要のない情報と 正に使用されるリスクへ 用等のリスクへの対策(委 れるリスクへの対策(委 よテムを通じて目的外の まテムを通じて不正な損 減失・毀損リスクへの対 発	への対策 [ 託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。] D入手が行われるリスクへの対策 B供が行われるリスクへの対策	)

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
灰史口	- 現日			延山时期	定山時期に陳る武明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】17、18、19項	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】16-2、17、18、19項	事後	軽微な変更のため
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	福戸藤佐夫	喜多美由紀	事後	軽微な変更のため
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	喜多美由紀	林優子	事後	軽微な変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府·総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二 【情報提供なし 【情報照会】16-2、17、18、19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の25、27、28、29、153の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第27、29、30、31、155条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の25、26、28、153、154の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第27、28、30、155、156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。 【十分である】 判断の根拠 特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報保護評価の対象となる事務について、特定個人情報のできなり扱う際に生じる個人のブライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発達させるリスクを認識していることを確認の上、宣言している。	事前	新様式への移行
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 【 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策】 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 毎年、情報セキュリティ研修を受講し、個人情報 の適切な管理のための措置を講じている。	事前	新様式への移行